

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2012

月刊

中小企業レポート

5

No.426

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

平成24年度長野県中小企業融資制度のご案内



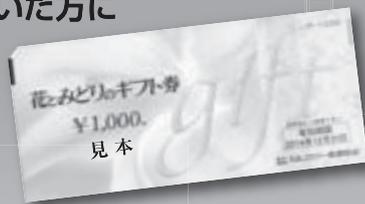
花とみどりの 住宅ローン キャンペーン



キャンペーン期間 2013年3月29日◆まで

「住宅ローン」をご利用いただいた方に

花とみどりのギフト券 プレゼント!



お借入金額
300万円以上
1,000万円未満

3,000円分

お借入金額
1,000万円以上

5,000円分

※審査の結果、ローンをおこわりする場合がございます。



●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



長野県信用組合 **けんしん**

[ホームページ] <http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2012

5

No.426

-
- 2 **特集**
平成24年度
長野県中小企業融資制度のご案内
-
- 10 **ビジネスの視点**
口コミの影響カ
-
- 11 **労務管理のポイント**
アルバイトの雇用保険加入
-
- 12 **税務会計Q&A**
協同組合が作成する
決算関係書類について
-
- 15 **中央会インフォメーション**
-

信州紬

信州紬の起源は、奈良時代に織られた「あしぎぬ紬」まで遡りますが、江戸時代に信州の各藩が競って養蚕を奨励し明治・大正と全域が紬の産地として繁栄しました。昭和の初期に一旦は衰退しましたが、復興に力を入れ全国に知られるようになりました。

昭和50年2月に国の伝統工芸品に指定されました。

写真提供：伊那紬手織組合

特集

平成24年度

長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

長野県中小企業融資制度資金一覧表

例えばこんなときご利用ください	資金名	限度額 (組合は別途)	利率(年)	貸付期間(上限) ()内建物等	据置 ()内建物等	信用保証料
・ 早期に借入をしたい ・ 事業資金が必要な方	中小企業振興資金(4ページ)	一般 設備 1億円 運転 (長期・短期) 5,000万円	2.3% (1年以内 2.0%)	設備 7年 (13年) 運転 5年	設備 12月 運転 6月	2.2% 以内
・ 売掛金債権や棚卸資産を 担保として借入をしたい	流動資産担保	運転 5,000万円	2.0%	運転 1年	なし	0.68%
・ 月々の返済負担を軽減するため、 県制度資金を借り換えたい	緊急借換対策	運転 3,000万円 (県制度資金残高 に限る)	2.3%	運転 7年	運転 12月	2.2% 以内
・ セーフティネット保証7号 ・ 売上・収益が減少し、経営安定 のために資金が必要	経営安定対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	2.1%	設備 9年 運転 7年	設備 12月 運転 12月	県・市町村補助 により自己負担 0.44% 以内 セーフティネット 保証利用の場合自己 負担なし
・ セーフティネット5号 ・ セーフティネット1~4, 6, 8号 ・ 売上・収益が著しく減少し、経営 安定のために資金が必要 ・ 円高等の影響を受け、売上高等 が減少している方(緊急円高対 策資金)	特別経営安定対策	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.8%	設備 9年 運転 7年	設備 12月 運転 12月	
・ 災害に被災し、資金が必要	緊急円高 対策資金	運転 5,000万円 ※特別経営安定対 策との合計で	【固定】1.8% 【変動】 1.5%以内	運転 7年	運転 12月	
・ 災害に被災し、資金が必要	災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.8% 北部地震被災 者は1.3%	設備 10年(12年) 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
・ これから創業しようとする方 ・ 創業間もない方	創業支援資金 (5ページ)	設備 3,000万円 運転 1,500万円 (新規開業予定者は 設備・運転合計で 2,500万円)	1.8%	設備 7年 (10年) 自動車 5年 運転 5年	設備 12月 運転 12月	県・市町村補助 により自己負担 0.44% 以内 創業関連保証・創 業等関連保証の場 合自己負担なし
・ 新たな事業展開を図る方 ・ 経営革新計画の承認を受けた方 ・ 先端技術機器を導入する方 ・ 新分野へ進出しようとする方 ・ 事業継承をしようとする方	事業展開向け	設備 1億円 新事業活動促進法 認定事業者等の場 合 1.5億円 運転 3,000万円	2.1% (知事が特に 認めるものは 1.8%)	設備 7年、9年、10年 (12年、13年) 運転 5年、7年	設備 12月、24月 (36月) 運転 12月	県・市町村補助 により自己負担 0.44% 以内 経営革新関連保証 等利用の場合自己 負担なし
・ 商店街の活性化を図ろうとする方 ・ 地場産業の活性化に取り組む方 ・ 観光資源を活用して宿泊施設や 観光地の活性化に資する施設の 整備を図ろうとする方	地域活性化向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備 7年 (12年) 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
・ 環境規制に対応するための研究 開発、生産設備導入を行う方 ・ 事業用建築物の耐震補強を行う方	防災・環境調和向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	2.1%	設備 10年(13年) 運転 7年	設備 24月 (36月) 運転 12月	
・ 工業団地に工場等(研究開発施 設含む)の新設、移転を行おう とする方	企業立地向け	設備 3億円 (知事特認 5億円) 研究開発施設に限り 設備 5億円 運転 5,000万円		設備 15年 研究開発施設に限り 運転 7年	設備 36月 研究開発施 設に限り 運転 12月	
・ 次世代産業に対し、これから事 業転換・新規参入計画を作成し ようとする方 ・ 次世代産業において、これから 事業転換・新規参入を開始する 方又は、間もない方	次世代産業向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備 10年(13年) 運転 7年	設備 24月 (36月) 運転 12月	
・ 節電・省エネルギー対策のための 設備の設置等を行おうとする方	節電・省エネ対策 向け	設備・運転合計 5,000万円	1.8%	設備 10年 運転 7年	設備 24月 運転 12月	
・ 東日本大震災の影響を受け、売 上高が減少している方	東日本大震災 復興支援資金 (8ページ)	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.5%	設備 10年 運転 8年	設備 24月 運転 24月	県・市町村補助に よって自己負担なし
・ 法的整理中であるが、事業再生 のために資金を必要とする方 ・ 長野県中小企業再生支援協議 会、(株)企業再生支援機構、(株) 整理回収機構、長野県信用保 証協会又は金融機関の再生支 援担当部門の支援を受けて再 生を図ろうとする方	再生支援資金 (8ページ)	運転 5,000万円	金融機関所定	運転 3年、10年	運転 なし、12月	県補助により自己 負担 1.1% 以内

ご利用前にお覧ください。

[1]ご利用できる方

中小企業信用保険法に該当する中小企業者等（一部業種を除く）

[中小企業の範囲]

業種	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
建設業・その他産業	3億円以下	300人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。)

※原則として県内に事務所・事業所等があり、県内において1年以上継続して事業を営んでいる必要があります(新規開業予定者を対象としている資金もあります)。
※詳しくは信用保証協会又は県経営支援課・県地方事務所商工観光(建築)課にご相談ください。

[2]ご利用できない方

- ・農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等は対象となりません。
- ・信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方(事業再生保証は除く)
- ・手形の不渡り自己を起し銀行取引停止処分を受けている方
- ・許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・制度資金を不正に利用したことがある方
- ・経営継続の見込みのない方
- ・悪質な税滞納のある方
- ・営業と家計が分離していない方 等

[3]ご利用前にご確認ください。

- 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
- 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
- 初めて制度資金をご利用になる場合は、事業実態を確認(現地調査)させていただきます。
- 県内に本支店のある都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金、県信連、農協(信用保証協会と契約のある場合に限る)で取扱っております。
- 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から1年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません(短期資金は除く))。

○次の場合は設備資金の対象となりません。

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの

[4]信用保証料補助制度について

- ・経営健全化支援資金、創業支援資金、新事業活性化資金、東日本大震災復興支援資金を利用する場合、県と市町村が信用保証料を補助します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。
- ・再生支援資金については、県が信用保証料を補助します。
- ・中小企業振興資金については、信用保証料補助制度はありません。

[信用保証料の計算方法(県制度資金の場合)]

信用保証料=措置期間分保証料+割賦返済部分保証料
措置期間分保証料=保証金額×措置期間/365×保証料率

割賦返済部分保証料=保証金額×(保証期間-措置期間)/365×保証料率×割賦返済回数別係数

[県制度資金に係る保証を利用した場合(経営健全化支援資金・創業支援資金・新事業活性化資金)]

信用保証料率	割引	県補助割合	市町村補助割合	中小企業支払分保証料割合
(責任共有制度対象) 0.45%~1.90%	有担保 △0.10%	2/5	2/5	1/5
(責任共有制度対象外) 0.50%~2.20%	中小企業会計 △0.10%			

(セーフティネット保証等、県・市町村の全額補助により中小企業者負担がない場合もあります。)

[5]担保・保証人の取り扱い

- ・法人代表者を除き、原則として不要ですが、次の方を保証人とする場合があります。
 - ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者
 - ②本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
 - ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等
- ・担保については、原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとしていますが、信用保証協会の保証残高が8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保・無保証人による貸付が受けられる場合があります。この場合には、法人代表者が保証人となる必要があります。

資金メニューのご案内

※限度額の（ ）内は、事業協同組合等の中小企業団体の場合です。

■中小企業振興資金（一般枠）

- 【対象者】** 経営の安定又は合理化のための資金を要する方
- 【限度額】** [設備] 1億円（1億1,000万円）
[運転] 5,000万円（6,000万円）
- 【利率】** 年2.3%
貸付期間1年以内の場合 年2.0%
- 【期間】** [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等13年以内（うち措置1年以内）
[運転] 5年以内（うち措置6月以内）
- 【信用保証料】** 2.20%以内
- 【保証人】** 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】** 必要に応じて徴する。
- 【その他】** 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする場合は5人）以下の会社又は個人等の小規模事業者の場合には、従来の県制度資金を借り換えることができる場合があります。この場合、新規の借入額を追加することが可能です。

■中小企業振興資金（流動資産担保枠）

- 【対象者】** 売掛金債権や棚卸資産を担保として、流動資産担保融資保証制度を利用して融資を受けようとする方
- 【限度額】** [運転] 5,000万円
- 【利率】** 年2.0%
- 【期間】** [運転] 1年以内（根保証を利用する場合は1年）
- 【信用保証料】** 0.68%
- 【保証人】** 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】** 売掛金債権、棚卸資産

■中小企業振興資金（緊急借換対策枠）

<取扱期間：平成25年3月31日まで>

- 【対象者】** 経営の安定のために県制度資金の借

入金を借り換える方

- 【限度額】** [運転] 県制度資金の借入金残高に限り3,000万円
- 【利率】** 年2.3%
- 【期間】** [運転] 7年以内（うち措置1年以内）
- 【信用保証料】** 2.20%以内
- 【保証人】** 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】** 必要に応じて徴する。
- 【その他】** ・この枠で借り換える場合には、新規の借入額を追加することはできません。
・過去に県制度資金の借換を行った貸付金についても、さらに一回に限りこの枠で借り換えることは可能です。

■経営健全化支援資金（経営安定対策）

- 【対象者】** ① セーフティネット保証制度7号に該当する方
※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。
② 経営変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）
(ア) 最近3ヶ月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が過去3年いずれかの同期に比べ同じか減少
(イ) 最近6ヶ月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ同じか減少
(ウ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べて同じか減少
- 【限度額】** [設備] 3,000万円
[運転] 3,000万円
- 【利率】** 年2.1%
- 【期間】** [設備] 9年以内（うち措置1年以内）

<融資手続き> 中小企業振興資金



※ 中小企業振興資金については、金融機関窓口へ直接お申込ください。

【信用保証料】 [運転] 7年以内(うち措置1年以内)
 県・市町村の信用保証料補助により
 自己負担0.44%以内
 セーフティネット保証利用の場合は
 自己負担なし

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

■経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

【対象者】 ① セーフティネット保証制度5号
 に該当する方

② セーフティネット保証制度1～
 4号、6号、8号に該当する方
 ※セーフティネットの認定は市役
 所・町役場の商工担当課で受け
 てください。

③ 経営変動等に伴い事業活動に著
 しい支障を生じている方で、下
 記のいずれかに該当し、経営向
 上に取り組む方（知事特認）

(ア) 異常気象又は経済の変動等の
 影響を受けており、最近3か
 月間の平均売上高が前年同期
 に比べ5パーセント以上減少
 していること。

(イ) 異常気象又は経済の変動等の
 影響を受けており、最近3か
 月間の平均売上高が前年同期
 に比べ同じか減少しており、
 かつ、直近決算期の収益性が
 0パーセント以下で次の式を
 満たすこと。

$$1 \text{ 期前の決算期の収益性} - \text{直近決算期の収益性} \geq 1.5\%$$

(ウ) 円高等の影響により、最近3
 か月以内（1か月単位）の売
 上高等が、その前の同期間に
 比べ5%以上減少している方
 （緊急円高対策資金）

④ 連鎖倒産を防止するために資金
 を必要とする方

【限度額】 [設備] 3,000万円
 [運転] 5,000万円

【利率】 年1.8%
 当初利率年1.5%以内の変動金利型（対
 象者③（ウ）に該当する場合のみ選
 択可）

【期間】 [設備] 9年以内(うち措置1年以内)
 [運転] 7年以内(うち措置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により
 自己負担0.44%以内

セーフティネット保証利用の場合は
 自己負担なし

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

■経営健全化支援資金（災害対策）

【対象者】 災害により被災し、市町村長のり災
 証明を受けた方

【限度額】 [設備] 3,000万円
 [運転] 3,000万円

【利率】 年1.8%
 長野県北部地震の直接被害者 年
 1.3%

【期間】 [設備] 10年以内、建物等12年以内
 (うち措置1年以内)
 [運転] 5年以内(うち措置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により
 自己負担0.44%以内
 セーフティネット保証利用の場合は
 自己負担なし

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

■創業支援資金

【対象者】 新規開業予定者及び新規開業者で事
 業実施のために資金を必要とする方

【限度額】 [設備] 3,000万円
 [運転] 1,500万円
 ※個人の新規開業予定者の場合は、設
 備・運転の合計で、自己資金の範囲
 内で2,500万円
 ただし、創業関連保証を利用できる
 場合は、1,000万円まで自己資金不要

【利率】 年1.8%

【期間】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、
 建物等10年以内（うち措置1
 年以内）
 [運転] 5年以内(うち措置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により
 自己負担0.44%以内
 創業等関連保証、創業関連保証利用
 の場合は自己負担なし

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

【その他】 ・個人で事業を開始する場合は商工
 会の経営指導員等による経営指導
 を受ける必要があります。
 ・創業等関連保証、創業関連保証を
 利用できる場合は、原則2,500万円
 まで無担保、無保証人による貸付
 となります。(法人代表者を除く。)

■新事業活性化資金

A 事業展開向け

- 【対象者】** ①-a 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方
- ①-b 中小企業新事業活動促進法の認定事業者（経営革新計画の承認事業者）、地域中小企業育成プロジェクト事業支援対象事業者、「社員の子育て応援宣言！」を行った事業者（宣伝内容に必要な資金に限ります。）
- ①-c 中小企業地域資源活用促進法・農商工連携促進法の認定事業者、長野県地域産業活性化基金・長野県農商工連携支援基金の助成を受けた事業者
- ② 先端技術機器の導入、IT化により、業務の合理化を図ろうとする方
- ③-a 事業転換・新分野への進出を図ろうとする者
- ③-b 建設業を営む方で、新分野への進出により事業転換又は経営の多角化を図ろうとする方
- ④ 既存事業を譲り受け、当該事業により事業の拡大を行おうとする方
- ⑤ 特許権等の取得により、競争力の向上を図ろうとする方
- 【限度額】** [設備] 1億円 対象者①-b・①-c・④に該当する場合 1億5,000万円
[運転] 3,000万円
- 【利率】** 年2.1%
対象者①-c、④で商店街の既存店舗を譲り受ける者に該当する場合 年1.8%
- 【期間】** [設備] 7年以内、建物等12年以内（うち措置1年以内）、対象者①-aに該当する場合9年以内（うち措置1年以内）、対象者①-b・①-c・③-b・④の場合10年以内（うち措置2年以内）、対象者①-b・①-cに該当する場合建物等

13年以内（うち措置3年以内）
[運転] 5年以内（うち措置1年以内）、対象者①-a・①-b・①-c・③-b・④に該当する場合7年以内（うち措置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
経営革新計画の承認事業者等の場合は自己負担なしとなる場合があります。

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

【その他】 経営革新計画の承認、地域資源の活用、農商工連携については、地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

B 地域活性化向け

- 【対象者】** ①-a 中心市街地再生支援モデル事業及び街なか創業塾設置モデル事業（市町村が行う同種の事業を含む。）の対象地区において、空き店舗の活用により地域の活性化を図ろうとする方
- ①-b 商店街や店舗、卸団地の活性化（アーケードや街路灯の設備、商店街の空き店舗への出店等）を図ろうとする方
- ② 県産品の需要開拓、地場産業の活性化を図ろうとする方
- ③ 観光資源を活用して、宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の設備を図ろうとする方
- ④ 高齢者や障害者に配慮した施設整備をしようとする方
- 【限度額】** [設備] 1億円（対象者①-a・①-bに該当する場合 1億5,000万円）
[運転] 3,000万円
- 【利率】** 年2.1%
対象者①-aに該当する場合 年1.8%
- 【期間】** [設備] 7年以内、建物等12年以内（うち措置1年以内）
[運転] 5年以内（うち措置1年以内）
- 【信用保証料】** 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

【保証人】原則として法人代表者以外不要

【担保】必要に応じて徴する。

C 防災・環境調和向け

- 【対象者】① RoHS指令等に対応するための研究開発、生産設備導入等を行おうとする方
② グリーン調達に対応するための研究開発、生産設備導入等を行おうとする方
③ リサイクル施設、公害防止施設、産業安全衛生施設の整備を図ろうとする方
④ 自己使用事業所での吹き付けアスベスト除去を行おうとする方
⑤ 最終処分場の延命化を図ろうとする方
⑥ 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方

【限度額】 [設備] 1億5,000万円

[運転] 3,000万円

【利率】年2.1%

【期間】 [設備] 10年以内（うち措置2年以内）、建物等13年以内（うち措置3年以内）

[運転] 7年以内（うち措置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

【保証人】原則として法人代表者以外不要

【担保】必要に応じて徴する。

D 企業立地向け

- 【対象者】① 工業団地に製造、流通に係る施設の新設又は移転を行おうとする方で土地・建物の投資額が1億円以上の方
② 工業団地に新技術・新製品の研究開発のための施設の新設又は移転を行おうとする方で、設備投資額が1億円以上の方

【限度額】 [設備] 3億円 分譲後3年以内に常時雇用従業員を10名以上新規雇用見込みの場合
5億円

対象者②に該当する場合

5億円

[運転] 対象者②に該当する場合
5,000万円

【利率】年2.1%

【期間】 [設備] 15年以内（うち措置3年以内）

[運転] 対象者②に該当する場合

7年以内（うち措置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により

自己負担0.44%以内

【保証人】原則として法人代表者以外不要

【担保】必要に応じて徴する。

E 次世代産業向け

- 【対象者】① 次の次世代産業に対し、これから事業転換・新規参入計画を作成しようとする方で、事業転換・新規参入計画の作成開始から新規事業の開始まで現在の事業の継続が認められる方

- ② 次の次世代産業に対し、具体的な事業転換・新規参入計画を有し、1年以内に新事業の開始が可能である方又は、新規事業開始後1年未満の方

《次世代産業》

環境・エネルギー関連分野、航空・宇宙・自動車・鉄道関連分野
健康・介護・医療関連分野、デジタルコンテンツ関連分野

【限度額】 [設備] 1億円

[運転] 3,000万円

【利率】年2.1%

【期間】 [設備] 10年以内（うち措置2年以内）、建物等13年以内（うち措置3年以内）

[運転] 7年以内（うち措置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

【保証人】原則として法人代表者以外不要

【担保】必要に応じて徴する。

F 節電・省エネ対策向け

- 【対象者】① 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る。）の導入等を行おうとする方

- ② エネルギーの使用の合理化に資する施設（中小企業信用保険法施行規則別表第二の一に掲げる120の施設）の導入等を行おうとする方

- ③ 非化石エネルギーを使用する施設（中小企業信用保険法施行規則別表第二の二に掲げる7施設）の導入等を行おうとする方

【限度額】 [設備・運転合計] 5,000万円

※省エネルギー・節電支援保証の保証限度額内での取扱いになります。

【利率】年1.8%

【期間】 [設備] 10年以内（うち措置2年以内）

[運転] 7年以内（うち措置1年以内）

- 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内
- 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】 必要に応じて徴する。
- 【その他】 融資対象設備については、地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

■東日本大震災復興支援資金

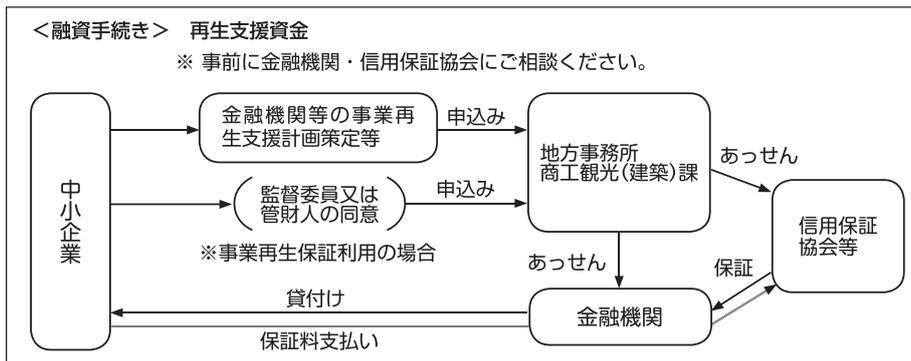
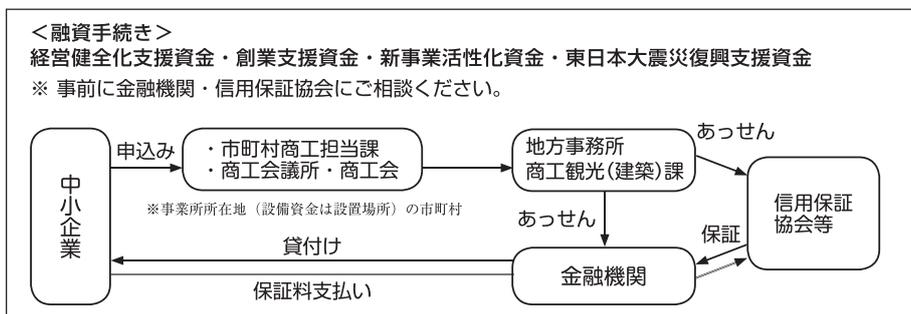
- 【対象者】 東日本大震災復興緊急保証に該当する方
 ※東日本大震災復興緊急保証の具体的な内容については、地方事務所商工観光（建築）課・保証協会にご相談ください。
 ※東日本大震災復興緊急保証の認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。
- 【限度額】 [設備] 3,000万円
 [運転] 5,000万円
- 【利率】 年1.5%
- 【期間】 [設備] 10年以内(うち措置2年以内)
 [運転] 8年以内(うち措置2年以内)
- 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担なし
- 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】 必要に応じて徴する。

■再生支援資金

- 【対象者】 ① 長野県中小企業再生支援協議会の指導又は助言を受けて事業再生を図ろうとする方（事業再生

- 円滑化関連保証利用)
- ② 法的な再建手続き中の中小企業者で、関係機関の支援が得られており、事業再建の見通しが認められる中小企業者（事業再生保証利用）
- ③ 長野県中小企業再生支援協議会、株式会社企業再生支援機構又は株式会社整理回収機構の支援を受けて再生計画を策定し、事業再生を図ろうとする方
- ④ 長野県信用保証協会の支援を受けて再生計画（求償権消滅補償計画に基づくもの）を策定し、事業再生を図ろうとする方
- ⑤ 取扱金融機関の再生支援担当部門の支援を受けて再生計画（私的整理ガイドラインに準じた再生計画）を策定し、事業再生を図ろうとする方

- 【限度額】 [運転] 5,000万円
- 【利率】 金融機関所定
- 【期間】 [運転] 10年以内（うち措置1年以内）対象者①・②に該当する場合 3年以内(措置なし)
- 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担1.1%以内
- 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】 必要に応じて徴する。
- 【その他】 融資実行後に、金融機関及び信用保証協会による定期的な進捗管理を行います。



申込に必要な書類

- ・申込書（様式第1号）ただし、中小企業振興資金は金融機関窓口にある申込書（様式第1号の2）
- ・貸借対照表（又は試算表）及び損益計算書
- ・県税及び市町村税の納税証明書（県税に未納がないことの証明書、市町村税については市町村が定めた税目に関する証明書。ただし、中小企業振興資金の場合は不要）
- ・設備資金の場合…設計設備計画図、見積書、カタログ等（写し可）
- ・建物を対象とする場合…建築確認通知書の写し
- ・許可等を必要とする業種の場合…許可証等の写し
- ・衛生、防火及び安全等について確認が必要と認められた場合…関係行政機関の意見書
- ・事業所周辺の略図
- ・資金ごとに定める書類（県ホームページからダウンロードできる様式があります。）

経営健全化支援資金	経営安定対策 特別経営安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・経営向上計画書 <信用保険法認定企業（セーフティネット保証利用）の場合> ・特定中小企業者であることの市町村長の認定書 <売上や収益が減少しているなど、知事特認の要件に該当する場合> ・事業内容、資金計画書、売上・収益を確認できる書類の写し ・長野県中小企業団体中央会の指導員の意見書（申込者が中小企業団体等（生活衛生同業組合を除く）の場合） ・商工会議所、商工会又は長野県商工会連合会の経営指導員、公認会計士、中小企業診断士等の意見書（小規模事業者である個人又は会社の場合） <連鎖倒産防止のための資金を必要とする場合> ・事業内容、資金計画書、倒産企業との取引状況等を確認できる書類の写し
	災害対策	市町村長のり災証明書
創業支援資金		<ul style="list-style-type: none"> <これから開業する場合> 創業計画書、創業計画に関する意見書 <開業後1年未満の場合> 収支等計画書
新事業活性化資金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・中小企業新事業活動促進法による事業計画認定書等の写し（必要な場合に限り） <長野県福祉のまちづくり条例による届出を要する場合> ・福祉のまちづくり条例に規定する指導・助言を要しない旨の記載がある通知書の写し
東日本大震災復興支援資金		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興緊急保証中小企業者であることの市町村長の認定書 ・事業計画書（必要な場合に限り。）
再生支援資金		<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、信用保証協会、監督委員等の同意書 ・事業再生計画書（必要な場合に限り。）

- ・その他金融機関が定める書類
- ・信用保証を受けるために必要な書類
定款の写し（信用保証協会に初めて保証申込をする者に限り）
登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（ “ ” ）
信用保証委託契約書（信用保証協会所定様式）
印鑑証明書（申込者と連帯保証人）
従業員数確認書類（一定規模以上の会社に限る）
※その他、融資手続き上、書類の追加が必要な場合があります。

お問い合わせ先

地方事務所 商工観光（建築）課	佐久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 ☎0267-63-3157	木曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 ☎0264-25-2228
	上小	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 ☎0268-25-7140	松本	〒390-0852 松本市大字島立1020 ☎0263-40-1932
	諏訪	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 ☎0266-57-2922	北安曇	〒398-8602 大町市大町1058-2 ☎0261-23-6523
	上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 ☎0265-76-6829	長野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 ☎026-234-9527
	下伊那	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 ☎0265-53-0431	北信	〒383-8515 中野市大字壁田 ☎0269-23-0219
長野県商工労働部経営支援課（長野県庁5階 ☎026-235-7200）				
長野県信用保証協会		保証統括部 〒380-0838 長野市大字南長野県町597-5 ☎026-234-7680	本店営業部 〒380-0838 長野市大字南長野県町597-5 ☎026-234-7271	
取扱金融機関		県内に本・支店のある信用組合、信用金庫、銀行、商工中金、県信連、保証協会と契約のある農協		
商工関係団体		商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会		



口コミの影響力

中小企業診断士／武田 満

少し前に“ステマ”という言葉が話題となりました。ステマとはステルスマーケティングの略で、中立的な一般消費者を装って、周囲に宣伝と気付かれないように商品・サービスを宣伝したり、商品・サービスに関する口コミの発信・伝播を図る行為です。最近、話題となったのは、グルメ口コミサイトで、複数の業者が特定の飲食店に対して好意的な口コミを投稿して報酬を得ていたことが問題となり報道されました。いわゆるやらせ問題です。これらの行為は、場合によっては法的にも問題となることもありますし、何よりお客様・消費者を欺くことにもなりかねません。

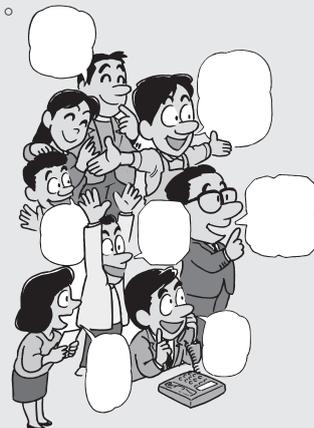
商売をされている方、特に飲食店等で一般消費者を相手にされている方にとっては、自社に関する口コミは大変気になることかと思えます。インターネットに加え、タブレット端末やスマートフォンの普及により、特にこの数年、ブログやツイッター、フェイスブック等を利用し、不特定多数の人に対して意見や感想を伝えられるようになり、以前にも増して口コミの影響力が強くなってきています。

皆さんは、普段から顧客の要望や意見に耳を傾ける姿勢でいるでしょうか。顧客の要望や意見を積極的に聞くことは、少なからず口コミの発生を促進すると言われていています。顧客は、要望や意見を聞いてもらい、何らかの形で取り入れてもらうことで、企業と一体感が生まれ、応援したい気持ちも重なり自発的な口コミにつながってきます。

一方、悪い口コミは、抑制しなければなり

ません。人は満足した出来事よりも不満に感じた出来事について、より多くの人に伝えたがる傾向があります。顧客の潜在的・顕在的な不満やクレームをそのままにしておくと、顧客は離れていってしまいます。悪い口コミは、不満を発散できない場合に発生しやすいものです。そのため、顧客が不満やクレームを言いやすくするために、アンケートや意見箱、メール等により、不満やクレームを積極的に受け入れる仕組みを作っておくことも必要です。また、不満やクレームを聞くだけでなく、適切でスピーディーに対応できれば、悪い口コミの抑制だけでなく、顧客との関係も今まで以上に強固にすることも可能です。

実際に口コミをコントロールすることは、難しいことですが、普段から積極的に顧客の声を聞く意識を持ち、ITも活用しながら双方向のコミュニケーションが取れるような仕組みを作り、口コミを上手に活用することは、顧客獲得だけでなく、企業イメージの向上につながり、優秀な人材の確保等のメリットも生まれます。



協同組合 開成総合研究所 理事

アルバイトの雇用保険加入

25歳のアルバイトの従業員を1名雇用しています。今までは週3回、1日5時間程度の労働時間でしたが、業務が忙しくなり、また、本人からももう少し働きたいとの要望もあるため週4日、1日6時間勤務に変更しようと考えています。

この場合、アルバイトでも雇用保険に加入しなければならないのでしょうか。

雇用保険の被保険者には4種類がありますが、このケースでは一般被保険者に該当すると思われます。一般被保険者の資格取得要件は

- ① 31日以上引続き雇用されることが見込まれること
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 雇用関係が生じた日に65歳未満であること
- ④ 適用除外の要件に該当しないこと

となっています。

上記のケースの場合、今までは1週間の労働時間が実態として15時間程度でしたので雇用保険の被保険者資格がなく、加入手続きも必要はありませんでしたが、今後きちんと雇用契約を締結し、週4日、1日6時間の勤務が継続するようであれば、雇用保険の加入手続きが必要になります。加入資格は雇用契約の内容と就労実態で判断しますので、一時的な勤務時間の変動では影響は受けません。

注意点としては、資格取得要件に該当する勤務になった場合は、本人の加入希望の有無にかかわらず加入しなければならないことです。従業員から「手取給料が減るので保険には入りたくない」などと言ってくることもあるようです。しかし、実際にこの従業員が辞めることになった場合、加入していなかったため失業給付の受給資格がないことに気づき、辞めた会社等に雇い入れ時に遡って加入依頼をするようなケースもあります。この場合は遡及する期間にも限度があり、受給できる日数が本来受給できる日数よりも減ってしまうこともあります。

また、その間の雇用保険の本人負担分の保険料の徴収方法をどうするかなどの問題も生じます。

雇用保険には本人が失業した場合だけではなく、育児・介護などの理由で働けない場合にも給付金が受給できる制度もありますので、加入要件に該当する従業員がいる場合は、漏れのないように手続きをしましょう。



税務会計



朝日長野税理士法人 代表社員 税理士 西山 利昭

協同組合が作成する決算関係書類について



【質問事項】

協同組合が作成する決算関係書類は、株式会社等が作成するものと異なっているようですが、どんな書類を作成するのか、内容を教えてください。



【回答事項】

「中小企業等協同組合法」において、「組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告書を作成しなければならない。」と規定されています。また、「中小企業等協同組合法施行規則（以下「施行規則」という。）」において、作成すべき内容の項目等が詳細に規定されております。以下、それぞれの内容について説明します。

1. 財産目録

財産目録は、すべての資産及び負債の内容を詳細に表示したもので、資産の額から負債の額を控除し、正味財産の額を表示します。

財産目録は、貸借対照表のように、単に科目と金額とを記載するだけでは不十分であり、各科目の内容を詳しく記載することが必要となります。

財産目録を作成していない協同組合も一部にはあるようですが、財産目録の作成は法律で義務付けられています。

2. 貸借対照表

貸借対照表は、一定の時点における組合の保有する資産、負債及びその差額となる純資産を表したものです。貸借対照表は、組合の財政状態を表しており、組合がどのように資本を調達し、それをどのように使っているかを表示します。

3. 損益計算書

損益計算書は、一事業年度の損益について収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示するために作成されるものです。また、組合の作成する損益計算書は、企業会計原則に準拠するだけでなく、「組合会計基準」にも準拠するものでなければなりません。したがって、組合の収益と費用を対応させるだけでなく、組合の行う事業別に収益と費用を対応させ、事業別の成績を表示

することが要求されます。

4. 剰余金処分案又は損失処理案

剰余金処分案は、当期利益と前期繰越利益の合計である当期末処分利益に対する処分の内容を示すために作成されるものです。剰余金処分のうち、利益準備金の積み立てと教育情報費用繰越金の繰り越しは、「中小企業等協同組合法」で規定されており、当期利益が少額であっても積み立て及び繰り越しすることが強制されるので注意が必要です。なお、利益準備金については、定款で定める額に達するまでは積み立てることが要求されます。

また、株式会社等については、平成18年の会社法改正により、従来の決算関係書類であった剰余金処分案等が削除され、「株主資本等変動計算書」を作成することとされていますが、協同組合については、従来通り剰余金処分案又は損失処理案を作成することが義務付けられています。

5. 事業報告書

事業報告書は、通常総会において組合の事業年度内における事業活動等を組合員に報告するために作成されます。施行規則において、事業報告書は、「組合の事業活動の概況に関する事項」、「組合の運営組織の状況に関する事項」及び「その他組合の状況に関する重要な事項」の3項目で作成することとされています。

※ 商工組合、協業組合等につきましても、「中小企業団体の組織に関する法律」「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」において、決算関係書類及び事業報告書の作成について、ほぼ同様の規定があります。



労働者派遣法改正法

〔平成24年3月28日成立〕

厚生労働省

長野労働局

事業規制の強化

- ・日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
- ・グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記。
 ※「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

施行期日：公布の日（平成24年4月6日）から6か月以内の政令で定める日（労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後）

【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

労働者派遣法改正法について

- 改正法の施行日は・・・
 - ・原則施行日は、公布日から6か月以内の政令で定める日とされており、公布は平成24年4月6日にされました。現時点では10月頃の施行を検討しています。（公布内容は平成24年4月6日官報（号外第80号）参照）
 - ・なお、労働契約申込みみなし制度は、原則施行日から3年経過後となります。
- 日雇派遣の原則禁止の例外とは・・・
 - ・「高齢者」、「昼間学生」、「副業として従事する者」、「主たる生計者でない者」を検討中です。
- マージン率の計算方法は・・・
 - ・「派遣料金の平均額」に占める「賃金以外の額の平均額」の割合としていますが、具体的な算定方法は、厚生労働省令で定めることとしています。
- マージン率の情報公開の方法は・・・
 - ・現時点ではインターネットでの公開を想定していますが、施行日までに厚生労働省令で定めることとしています。
- グループ企業内派遣8割以下規制のグループ企業とは・・・
 - ・「派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係にある者として厚生労働省令で定める者」とされています。
 - ・現時点では、親会社及び連結子会社を想定していますが、厚生労働省令で定めることとしています。
- 労働局での説明会等の予定は・・・
 - ・原則施行日及び上記内容等が定められた後に、長野県内数力所での説明会を予定しています。

長野県信用保証協会の

省エネルギー・節電支援保証 「信州エコサポート」をご利用ください

省エネルギー対策・節電対策に取り組む中小企業の皆様を応援します。

省エネルギー・節電支援保証（信州エコサポート）概要

保証限度額	一企業 5,000万円以内
対象資金	次の設備の導入のために必要な資金（土地、建物の取得資金は除きます。） (1) 省エネルギー型設備 （省エネルギー型ボイラー、燃料電池設備などエネルギー対策保証の対象となる施設） (2) 省エネルギー型照明設備 （LED照明への切り替え、照明反射板の設置） (3) 非化石エネルギーを使用する設備 （太陽光発電設備、水力発電設備などエネルギー対策保証の対象となる施設） (4) 低公害車 ※営業車に限ります （ハイブリッド車、電気自動車、クリーンディーゼル車、一定の排出ガス基準または燃費基準を達成している自動車）
貸付形式	証書貸付
保証期間	10年以内（据置2年以内を含む）
返済方法	元金均等返済
信用保証料	お借入金額に対し年0.35%～1.80%
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
貸付利率	金融機関所定の利率

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

長野労働局委託

「希望者全員65歳雇用確保達成事業」開始について

公的年金の支給は、平成25年から定額部分の支給開始年齢が65歳になり、併せて報酬比例部分も61歳に（順次65歳まで）引き上げられ、無年金・無収入に陥る人が出る可能性が高く、65歳までの雇用確保が喫緊の課題となっています。

このことから当会では本年度、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及促進に努め、企業等を対象に周知・啓発を行う事業に取り組みます。

【事業内容】

- ・周知・啓発事業（通年にわたり企業等の巡回相談）
- ・組合・企業等からの電話等に対する窓口相談
- ・「希望者全員が65歳まで働ける制度周知・啓発セミナー」の開催（県下各地において16回開催予定）
- ・専門家（社会保険労務士等）によるフォローアップ



〈問い合わせ先〉長野県中小企業団体中央会 担当／北村、石崎

〒380-0936 長野市岡田131-10 長野県中小企業会館4F

TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184

「コミュニティ共生型商店街のモデル」として 全国的に注目を集める

岩村田本町商店街振興組合「内閣総理大臣賞」受賞を記念し、
漆塗りの看板を贈呈（県商店街振興組合連合会）

岩村田本町商店街振興組合（理事長 阿部眞一氏）は、一理事一事業制によって責任と持続性のある組織運営を行い、地域を巻き込みつつ多様な事業を成功させ、併せて大型店との共生も図っているとして、昨年11月「平成23年度あしたのまち・くらしづくり活動賞・



内閣総理大臣賞」を受賞しました。（主催は、公益財団法人あしたの日本を創る協会）

これを記念して、長野県商店街振興組合連合会は木曾漆器工業協同組合青年部に依頼して、岩村田本町商店街の象徴でもある「おかず市場」の漆塗り看板を製作、4月17日に県振連の早川副理事長、加藤理事が組合に出向き阿部理事長に贈呈しました。

中小企業経営者の皆様へ

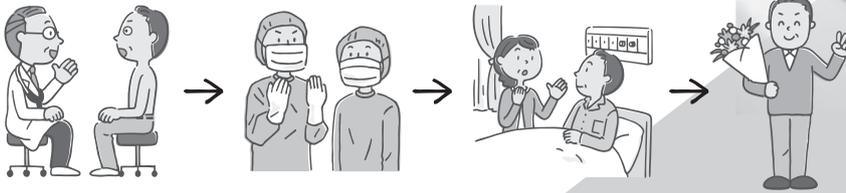
大きな安心をお届けします。

医療共済

月々**2,400**円で
病気・ケガによる入院補償
1日**7,000**円 + 手術見舞金

事例

Aさん(63歳)は人間ドックで胃に悪性腫瘍が見つかったため、内視鏡手術を行い7日間入院しました。



補償例

7日間×7,000円+内視鏡手術見舞金30,000円
=79,000円

傷害共済
A型の場合

ケガによる24時間補償

月々**2,200**円の掛金で
通院1日 **3,000**円
入院1日 **10,000**円
死亡 **1,000**万円

中小企業の絆きずな絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

傷害共済

*詳しくはパンフレットをご覧ください。

お申込み・
お問合せは

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

<http://www.naganokyosai.or.jp>

ハローキョーサイ
☎0120-86-9431

受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

平成24年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

◎通常総代会

日時

平成24年 5月22日 (火)

午後2時より

場所

「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整
をお願いします。



商工中金松本支店移転新装オープンのお知らせ

桜舞う春4月23日に、商工中金松本支店が移転
新装オープンしました。

商工中金は約32年前の昭和54年10月に松本出張
所として松本商工会館2階にオープンしました。そ
の後平成7年2月には支店に昇格し、地域組合の発
展に寄与してまいりました。以来お客様の利便性の
確保と営業の強化の為に主たる通りに面した1階の
店舗移転を模索してまいりました。



この度長年の念

願がかない、本町通りに面し松本郵便局向かいの1階という
絶好の場所に移転オープンすることができました。近隣の駐
車場も確保されており、気軽にお立寄りいただけます。

今後は心を新たに、一層のサービス向上に努めるとのこと
です。今後の地域組合への更なる支援が期待されます。



☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに
「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進し
ましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2012

5

No.426

第426号 平成24年5月10日発行
購読料年間3,000円 (消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
中小企業指導センター内
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

長野支店

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
☎026(234)0145(代)

諏訪支店

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
☎0266(52)6600(代)

松本支店

〒390-0811 松本市中央2-1-27
松本本町第一生命ビル1F
☎0263(35)6211(代)